

# 目次

## 第4 総合福祉・生活の支援・各種団体に関すること

1 総合福祉・生活の支援・各種団体に関する窓口	135
2 総合福祉	
(1) みよし市民病院	136
(2) 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会	137
(3) 暮らし・はたらく相談センター	138
(4) 福祉総合相談センター（ふくしの窓口）	138
3 生活の支援	
(1) みよし市暮らし資金貸付	139
(2) 愛知県暮らし資金貸付	140
(3) 生活福祉資金貸付	141
(4) 生活福祉資金利子補給	142
(5) 相談窓口案内	143
(6) 生活保護	146
(7) 生活困窮者自立支援事業	148
(8) 災害見舞金の支給	149
(9) 災害弔慰金等の支給	149
4 その他	
(1) 地域福祉活動助成事業	150
(2) ボランティア活動	151
各種団体	
(1) みよし市民生児童委員協議会	152
(2) みよし市身体障がい者福祉協議会	156
(3) みよし市手をつなぐ親の会	156
(4) みよし市ボランティア連絡協議会	157
(5) いきいきクラブみよし連合会	158
(6) みよし市遺族会	158
施設一覧	159

## 第4 総合福祉・生活の支援・各種団体に関すること

### 1 総合福祉・生活の支援・各種団体に関する窓口

取扱事項	窓口
<p><b>生活の支援</b> 生活保護、生活困窮者自立支援事業、 災害見舞金・弔慰金等の支給</p> <p><b>団体</b> みよし市民生児童委員協議会</p>	<p>市役所 福祉課 電話32-8010</p>
<p><b>診療</b> 内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病内科、 外科、整形外科、血管外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、 皮膚科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科</p>	<p>みよし市民病院 電話33-3300</p>
<p><b>総合福祉</b> 総合相談（介護の悩み、介護保険・介護サービスを受けるにあ たつての相談、障がいのある方やそのご家族等の悩みごと、ボ ランティアに関する相談、低所得者の生活上の悩みや困りご と、一時的なくらし資金の借入相談など）</p> <p><b>生活の支援</b> 介護保険サービス（みよし訪問介護ふれあいサービス） 障がい福祉サービス（みよし訪問介護ふれあいサービス、障が い者相談支援事業所） 相談機関（なかよし地域包括支援センター、生活困窮者自立支 援事業（くらし・はたらく相談センター内）、成年後見支援セ ンター（くらし・はたらく相談センター内）</p> <p><b>団体</b> みよし市身体障がい者福祉協議会、 みよし市手をつなぐ親の会、いきいきクラブみよし連合会、 みよし市ボランティア連絡協議会、みよし市遺族会</p>	<p>社会福祉協議会 電話34-1588</p>

## 2 総合福祉

### (1) みよし市民病院

窓口 みよし市民病院

電話 0561-33-3300 ファクシミリ 0561-33-3308

市民が健康で生きがいを持ち、安心して過ごすことのできる社会実現のため、「保健」「医療」「福祉」「介護」の連携のとれた取り組みを行うとともに、診療機能の充実、サービスの向上に努めています。

#### 1 診療科目

内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病内科、外科、整形外科、血管外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科

#### 2 外来受付時間

- (1) 午前8時30分から午前11時30分まで
- (2) 午後0時45分から午後4時00分まで

#### 3 休診日

土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日（診療科により診察を行っている曜日・時間が異なりますので、詳しくは市民病院にお問い合わせください。）

#### 4 病床数

- (1) 一般病床 60床（うち、地域包括ケア病床34床）
- (2) 療養病床 54床 計114床

#### 5 所在地

みよし市三好町八和田山15番地

電話 0561-33-3300 FAX 0561-33-3308

#### 施設概要

##### (1) 地階：厨房

- 1階：外来、薬局、健診、訪問看護ステーション、みなよし地域包括支援センター、リハビリ室
- 2階：一般病棟、手術室
- 3階：療養病棟

##### (2) 主な医療機器

MR I、CT、アンギオ、マンモグラフィ等

##### (3) 施設・設備の特徴

電子カルテ、画像電送システムの導入、太陽光発電、雨水再利用設備、コジェネレーションシステムの設置、院内保育所併設

## (2) 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

「社協」の略称でも知られている社会福祉法人みよし市社会福祉協議会は、地域に暮らす皆さんのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、さまざまな活動を行っています。

### 社会福祉協議会の主な事業

- (1) 地域福祉の推進  
福祉備品・福祉車両の貸出、地域福祉活動助成事業、社協だより・ホームページ・YouTube等での情報提供
- (2) 高齢者福祉の充実  
高齢福祉事業「おしゃべり会」、高齢者運転免許自主返納支援事業
- (3) 障がい者(児)福祉の推進  
障がい者ふれあい交流事業ふれあいアート展、身体障がい者ガソリン助成、録音物・点字物の郵送
- (4) ボランティア活動の充実  
ボランティア登録、ボランティア保険手続、ボランティアコーディネート、講座の開催、市内の学校等と協働による福祉実践教室
- (5) 住民の困りごとの解決のための支援  
総合相談（心配ごと相談、介護相談、障がい福祉相談、ボランティア相談、資金貸付相談）、地域見守り活動（みまもっ手）、ふれ愛電話、生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業、生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、成年後見支援センター事業、相談支援事業
- (6) 地域福祉団体の活動支援  
いきいきクラブみよし連合会、みよし市身体障がい者福祉協議会、みよし市手をつなぐ親の会、みよし市遺族会  
みよし市ボランティア連絡協議会
- (7) 良質な介護サービスの提供  
介護保険事業、障がい福祉サービス事業、シルバーハウジング事業、地域包括支援センター事業、障がい者相談支援事業
- (8) 共同募金運動への協力

### (3) 暮らし・はたらく相談センター

**窓口** 暮らし・はたらく相談センター（ふれあい交流館内）

暮らしに関する事 電話 0561-33-5020

はたらくに関する事 電話 0561-33-5070

暮らし・はたらくに関する事 ファクシミリ 0561-34-6331

「暮らし」や「はたらくこと」でお困りの方、不安のある方の相談を受け、「生活の立て直し」をお手伝いします。

#### 1 対象者

市内在住・在勤の者及びその家族、関係者等

#### 2 内容

- (1) 生活に関する総合的な相談・支援
- (2) 仕事に関する総合的な相談・支援

#### 3 利用日時

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで  
(12月29日から翌年1月3日まで、及び祝日を除く。)

#### 4 利用料

無料

### (4) 福祉総合相談センター（ふくしの窓口）

**窓口** 福祉総合相談センター（市役所1階） 電話 0561-76-5663 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい者、障がい児、高齢者、その他心身の病気のため日常生活又は社会生活を営む上で支障がある者及び生活困窮者の福祉サービス、困りごと等に関する相談に対し、迅速に対応するため、福祉総合相談センター（ふくしの窓口）を設置しています。

#### 1 対象者

- (1) 日常生活又は社会生活を営むのに支障がある障がい者(児)、高齢者、その他心身の病気の方及びその関係者
- (2) 経済的な問題などで生活にお困りの方

#### 2 業務内容

- (1) 対象者の総合的かつ専門的な相談に関する業務
- (2) 対象者の権利擁護及び虐待防止に関する業務
- (3) 地域の相談支援体制強化及び地域ネットワークづくりの取組に関する業務

#### 3 利用料

無料

### 3 生活の支援

#### (1) みよし市くらし資金貸付

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要な生活資金及び不時の出費のため必要とする小口資金を貸付け、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

##### 1 対象者

- (1) 低所得のため不時の出費等によって、生活が成り立たなくなるおそれのある世帯及び準世帯
- (2) 市内に1年以上居住している方
- (3) 貸付金の返済が確実に認められる方。ただし、この資金の貸付を受け、償還を完了していない方は除く。

※他の貸付との重複は不可

##### 2 貸付ける資金

- (1) 生活費
- (2) 医療費
- (3) その他、くらしを営む上で必要と認められる資金

##### 3 貸付金額

1世帯 10万円限度

##### 4 償還

貸付の日から12か月以内に一時又は分割払い。ただし、いつでも繰上げ償還できるものとする。

##### 5 利子

無利子

##### 6 保証人

1名

##### 7 手続きに必要なもの

- (1) 申込書一式（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 実印及び印鑑登録証明書（申込者本人、保証人）
- (3) 住民票（申込者世帯、保証人）
- (4) 所得の状況がわかるもの（申込者世帯、保証人）
- (5) その他、生活状況が確認できるもの（申込者世帯、保証人）

##### 8 利用の流れ

相談 → 申請 → 貸付決定 → 償還開始 → 生活状況報告

## (2) 愛知県くらし資金貸付

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要な生活資金及び不時の出費のため必要とする小口資金を貸付け、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

### 1 対象者

- (1) 低所得のため不時の出費等によって、くらしの維持が困難な世帯
- (2) 県内に居住している方

※他の貸付との重複は不可。本貸付を受け、償還を完了していない方、その他公的資金等の貸付を受け、償還成績不良な方は原則として除く。

### 2 貸付ける資金

- (1) 生活費
- (2) 医療費
- (3) その他、くらしを営む上で必要と認められる資金

### 3 貸付金額

1 世帯 10万円限度

### 4 償還

貸付の日から9か月以内に一時又は分割払い。

### 5 利子

無利子

### 6 連帯保証人

1名以上

### 7 手続きに必要なもの

- (1) 申込書一式（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 実印及び印鑑登録証明書（申込者本人、連帯保証人）
- (3) 住民票（申込者世帯、連帯保証人）
- (4) 所得の状況がわかるもの（申込者世帯、連帯保証人）
- (5) その他、生活状況が確認できるもの（申込者世帯、連帯保証人）

### 8 利用の流れ

相談 → 申請 → 貸付決定 → 償還開始 → 生活状況報告

## (3) 生活福祉資金貸付

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的としています。

### 1 対象者

- (1) 低所得世帯
- (2) 障がい者世帯
- (3) 高齢者世帯

※資金の種類によっては、対象世帯が限定されます。

※世帯の収入が一定基準以下の世帯が対象となります。

### 2 資金種類

- (1) 総合支援資金
  - ア 生活支援費
  - イ 住宅入居費
  - ウ 一時生活再建費

- (2) 福祉資金
  - ア 福祉費
  - イ 緊急小口資金

- (3) 教育支援資金
  - ア 教育支援費
  - イ 就学支度費

- (1) 不動産担保型生活資金
- (2) 臨時特例つなぎ資金

### 3 手続きに必要なもの ※資金種類によって異なります。

- (1) 申込書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 実印及び印鑑登録証明書（申込者本人、連帯保証人）
- (3) 住民票（申込者世帯、連帯保証人）
- (4) 所得の状況がわかるもの（申込者世帯、連帯保証人）
- (5) その他、生活状況が確認できるもの（申込者世帯、連帯保証人）

### 4 利用の流れ

相談 → 申請 → 貸付決定 → 償還開始 → 生活状況報告

## 5 その他

- (1) 相談の段階で、借入希望者のご家族等と面談する場合があります。
- (2) 住民票の住所と居住地が異なる場合は、借入申込みができません。(総合支援資金を除く。)
- (3) 貸付審査により貸付できない場合があります。
- (4) 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は、貸付金の即時返済を求められます。

### (4) 生活福祉資金利子補給

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

生活福祉資金の貸付を受けた場合、資金の償還に伴って支払う利子の一部を補給します。

#### 1 対象者

生活福祉資金貸付制度に定める資金の貸付を受けた方

#### 2 内容

当該年度内に償還した利子相当額の3分の1以内の補助

#### 3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 当該年度中に支払った利子を証明する書類

## (5) 相談窓口案内

ここに紹介させていただく相談は無料です。他の公的機関でも専門相談等が実施されておりますので、お気軽におたずねください。

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容	
くらしのなんでも相談室	一般住民相談	住民相談員	9:00~12:00 13:00~17:00 ※受付は 16:30まで	市民課 窓口	皆さんが困っておられること の相談や意見・要望等につ いての相談など総合相談 窓口としてお受けします。	
			10:00~12:00 13:00~17:00 ※受付は 16:30まで	サンネ ット 相談室		
	おくや みコー ナー	毎週火曜日 水曜日 木曜日 ※休日等の場 合は休み	市民課職員	9:00~ 10:30~ 13:30~ 15:00~ ※要予約	市民課 窓口	亡くなられた方の市役所での 必要な手続きに関する相 談をお受けします。
	外国人 相談	月~金曜日 ※月、火曜日は 午後の部の み ※休日等の場 合は休み	ポルトガル語 通訳員	【午前の部】 9:00~12:00 ※受付は 11:30まで 【午後の部】 13:00~17:00 ※受付は 16:30まで	市民課 窓口	ポルトガル語により行政の 手続きや心配ごと等の相談を お受けします。
				9:00~12:00	こども 相談課 窓口	
		火曜日	9:00~12:00	納税課 窓口		
人権相談	毎月10日 ※休日等の 場合は翌日	人権擁護委員	13:30~16:30 (合同開催)	市役所 会議室	いじめ問題、差別問題、家 庭内の問題等人権に関する 相談をお受けします。	
行政相談		行政相談委員			国や県、市役所の仕事や特 殊法人等の仕事についての 意見や要望の相談をお受け します。	
法律相談	毎月第2、第4 金曜日 ※休日等の場合 は第1、第3金 曜日	愛知県弁護士 会員	13:30~16:30 ※要予約	市役所 会議室	自由、権利、財産等を守るた めの法律問題の相談をお受 けします。	

特設相談	税務相談	各4回/年 詳細はホームページで御確認ください。	税理士 行政書士	13:30~16:30 ※要予約	市役所 会議室	相続、贈与、譲渡所得などの税に関する相談をお受けします。
	法律相談		弁護士 司法書士			相続、贈与、生活トラブルなどの法律に関する相談をお受けします。
土地・家屋・相続・行政手続等の合同相談	司法書士相談	毎月第3火曜日 ※休日等の場合は翌日	愛知県司法書士会西三河支部豊田ブロック会員	13:30~16:30 (合同開催) ※要予約	市役所 会議室	土地・建物の売買、贈与等所有権に関する登記、遺言書や裁判所へ提出する書類の作成等の相談をお受けします。
	行政書士相談		愛知県行政書士会豊田支部会員			農地の転用、家の新築や改築、自動車を買ったときの車庫届等市役所へ提出する書類の作成等の相談をお受けします。
	土地家屋調査士相談		愛知県土地家屋調査士会豊田支部会員			土地・家屋等に関する調査、測量、申請手続き等の相談をお受けします。

問い合わせ/みよし市役所 市民課：電話 0561-32-8012

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
総合相談	月～金曜日 ※福祉センター開館日	社会福祉協議会職員	9:00 ～17:00	社会福祉協議会窓口	介護の悩み、介護保険・介護サービスを受けるにあたっての相談や、障がいのある方やその家族等の悩みごと、ボランティアに関する相談、低所得者の生活上の悩みごとや困りごと、一時的な暮らし資金の借入の相談をお受けします。
心配ごと相談	毎月5日、20日 ※休日等の場合は翌開館日		9:00 ～12:00	福祉センター相談室	日常の悩みごと、困りごとの相談をお受けします。

問い合わせ/みよし市社会福祉協議会：電話 0561-34-1588

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
福祉に関する 相談全般	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く。)	社会福祉士、 精神保健福祉士、保健師 等	8:30～12:00 13:00～17:15	市役所 ふくしの 窓口	障がい児・者、高齢者、生活 困窮者やその家族からの福祉サービス、困りごとなどに関する相談をお受けします。

問い合わせ／みよし市役所 ふくしの窓口：電話 0561-76-5663

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
こころの健康 相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く。)	精神保健福祉相談員又は保健師	9:00～12:00 13:00～16:30	愛知県 衣浦東部 保健所	不眠、うつ、幻覚、妄想、依存症の問題、ひきこもりなどのこころの健康に関する事、家族の対応に関する事などの相談をお受けします。

問い合わせ／愛知県衣浦東部保健所：電話 0566-21-9337

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
女性の悩みごと相談	毎週月曜日 (祝日、年末年始を除く。)	専門相談員	12:00～16:00	電話相談 0561 32-9539	家庭や職場、地域などで女性が直面する様々な問題に対して相談をお受けします。

問い合わせ／みよし市役所 こども相談課：電話 0561-76-5310

## (6) 生活保護

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-76-5190 ファクシミリ 0561-34-3388

生活保護は、病気や高齢で働けなくなった、生計の中心となる方が亡くなったなど、様々な事情によって生活が立ち行かなくなってしまった時でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法（25条）や法律（生活保護法）で定められた制度です。さらに将来的に自立を目的とした支援も行います。

### 1 対象者

病気、高齢などの理由で就労できないために収入がなく、生活費、治療費などが不足する世帯

### 2 生活保護を受ける方の「義務」

- (1) 働ける方は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。
- (2) 年金、手当など他の法律による援助や扶助を受けてください。
- (3) 自動車、不動産、貴金属など財産、資産のある方は、まずそれらを処分し生活費に充ててください。
- (4) 親・子・兄弟姉妹・前夫(こどもの父親)などから援助を受けてください。
- (5) 受給した保護費は、支出の節約をし、計画的に使わなければなりません。

### 3 保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、年齢などにより基準が定められています。

保護は、このうち必要とされる扶助の基準の合計額と世帯員全員の全ての収入とを比較し、収入が少ない場合にその差額について支給を受けられます。

- (1) 生活扶助 …衣食など日常のくらしの費用
- (2) 住宅扶助 …家賃など住まいの費用（住宅ローンの返済は含まれません。）
- (3) 教育扶助 …義務教育（小・中学校）の費用
- (4) 医療扶助 …医者にかかる費用（室料は除く。）
- (5) 介護扶助 …介護サービスにかかる費用
- (6) 出産扶助 …お産の費用
- (7) 生業扶助 …手に職をつけたり、仕事に就くための費用、高等学校の就学費用
- (8) 葬祭扶助 …お葬式の費用

#### 保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要とされる扶助の基準の合計額（最低生活費）と世帯の全ての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。

世帯の最低生活費

収入  
(就労収入、年金など)

支給される  
保護費

※ 世帯の収入のうち、**勤労収入**には、一定額を控除する制度があります。

※最低生活費は、人数や年齢による世帯構成と住んでいる地域によって異なります。  
詳しくは福祉課にお尋ねください。

#### 4 利用の流れ

##### ① 事前の相談

生活保護を受けたいと思ったら福祉課窓口に行き、詳しい説明を受けてください。生活保護制度だけでなく、他の社会保障制度などの利用についての相談もできます。不利益になる場合もありますので、説明やアドバイスをよく聞いた上で生活保護が必要な場合は申請しましょう。

##### ② 申請

生活に困っている本人か家族又は扶養義務者の方が、福祉課に生活保護申請書とともに調査や審査に必要な書類を提出してください。特にお金に関わる証明書などは事前に準備してください。また申請時にこれまでの経緯や困窮状態について、お聞きしますので御協力ください。

##### ③ 調査・審査

申請がありますと、職員（ケースワーカーと言います。）が家庭などを訪問して、次のような調査をします。

- どうして生活に困ったか、どれくらい困っているか、また、生活の状況は、家族のこと、健康状態、収入、就労状況などについてお尋ねします。
- 保護の要件は満たされているか、病気で働けない方の場合は医療機関で病状を尋ねたり、扶養義務者や資産などについて、調査します。

また、福祉事務所が必要な調査を行い、審査します。判断する前提条件として、「資産の活用」「稼働能力の活用」が、優先項目として、「扶養能力の活用」「他の制度の活用」があります。

##### ④ 決定

調査に基づき、保護が必要かどうか、また、どの程度の保護が必要かを福祉事務所長が決定します。

##### ⑤ 通知

保護が決定されると、申請の日から14日以内（遅くとも30日以内）に申請された方に文書で通知をします。決定の内容に不服がある場合には、県知事に対して審査請求をすることができます。

##### ⑥ 受給開始

生活保護費は月単位で支給されます。申請した月については、申請日から月末までの日数を日割計算した額を支給します。生活保護を受けている世帯には、職員が定期的に家庭訪問をします。また自立に向けて就労などの支援を行います。

## (7) 生活困窮者自立支援事業

窓口 みよし市暮らし・はたらく相談センター（ふれあい交流館内）

電話 0561-33-5020 ファクシミリ 0561-34-6331

生活や仕事などでお困りの方に対して、一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、自立に向けた支援を行います。

### 1 対象者

経済的な問題などで生活にお困りの方

### 2 事業の内容

#### (1) 自立相談支援事業

生活に困窮されている方の相談に対して、本人が抱える課題を把握し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、自立に向けた相談支援を実施し、生活の安定・自立を目指します。

#### (2) 住居確保給付金

離職により生活に困って住居を失った方や住宅を失うおそれのある方に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額（上限あり）、または家賃が低廉な住宅への転居費用を支援します。

#### (3) 就労準備支援事業

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立）、事業所での就労体験の場の提供、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得などの支援（就労自立）を行います。

#### (4) 家計改善支援事業

家計収支等に関する課題の評価、分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成をします。また、家計再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等）や、多額の債務により生活に困っている方へは弁護士などの関係機関へのつなぎを実施します。

#### (5) 居住支援事業

住居を失った生活困窮者に対し、一定期間、自立のための一時的な居所を提供し、必要な支援を実施します。

### 3 料金

無料

### 4 相談支援の流れ

- (1) まず、困っていることを何でも相談してください。
- (2) 相談内容から適切な対応を判断します。
- (3) 必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します。
- (4) 相談者と一緒に自立への計画を立てます。
- (5) 自立への目標と一緒に取り組み、自立した生活を送れるように支援します。

## (8) 災害見舞金の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金が支給されます。

### 1 対象者

みよし市に居住し住民登録のある方で、地震、風水害等の自然災害及び火災により被災した方

### 2 支給額

- (1) 死亡又は死亡したと推定される時 15万円
  - (2) 負傷により1週間以上入院治療を必要とする時 10万円以内
  - (3) 居住用住宅又は家財が全焼全壊若しくは流失した時 6万円以内
  - (4) 居住用住宅又は家財が半焼半壊する等著しく損傷した時 3万円以内
- ※(2)から(4)は、入院期間、被害程度及び世帯の状況により支給額が決まります。

### 3 手続きに必要なもの

- (1) 被災届（福祉課にあります。）
- (2) 振込口座確認書（福祉課にあります。）
- (3) 被災証明書（尾三消防本部（東郷町諸輪字曙18番地 電話 0561-38-0119）で交付されます。）
- (4) 印鑑

### 4 その他

- (1) 被災届は、行政区長の署名押印をもらい、被災から15日以内に提出してください。
- (2) 支給までに1～2か月程度かかります。

## (9) 災害弔慰金等の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

自然災害により亡くなった方の遺族に対する災害弔慰金、身体又は精神に障がいを受けた方に対する災害障がい見舞金、被害を受けた世帯に対する災害援護資金貸付の制度があります。

### 1 対象者

- (1) 災害弔慰金…………… 自然災害により亡くなった方の遺族
- (2) 災害障がい見舞金……… 自然災害により障がいを受けた方
- (3) 災害援護資金の貸付… 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主

### 2 支給額

弔慰金等の種類、被害状況等により異なりますので、申請をする必要がある場合はお問い合わせください。

## 4 その他

### (1) 地域福祉活動助成事業

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

市民の地域福祉課題を解決するボランティア・市民活動団体が市民と連携及び協力し、主体的及び自主的に地域福祉活動に取り組む公益活動を支援することを目的としています。

#### 1 対象者となる団体

法人格を持たないボランティア団体、任意団体又は特定非営利活動法人

#### 2 助成対象

みよし市民と連携及び協力し、地域住民が主体となって実施する支え合い・助け合いなど地域福祉の視点が盛り込まれた活動

ただし、政治や宗教等と連動する事業など助成対象とならない事業があります。

#### 3 助成金額

(1) 申請初年度 1団体 150,000円以内

(2) 継続申請〔2年目以降（継続申請は4年を限度とします）〕

1団体 100,000円以内

## (2) ボランティア活動

窓口 みよし市ボランティアセンター（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

ボランティア活動とは、(1)人としての助け合い励ましあう活動、(2)心と心のふれ合いを大切にする活動、(3)地域の中でお互いにささえ合う活動、(4)社会の一員として協力する活動であり、物的支援、金銭支援、労力支援、技術的支援などさまざまな方法で行われています。

### 1 ボランティア登録

市内・市外で活動するボランティア団体及び個人ボランティアの登録を受け付けています。登録をしていただくと、活動の支援と紹介等をさせていただきます。ボランティア登録をしていただくことで、多くの仲間と交流することができます。

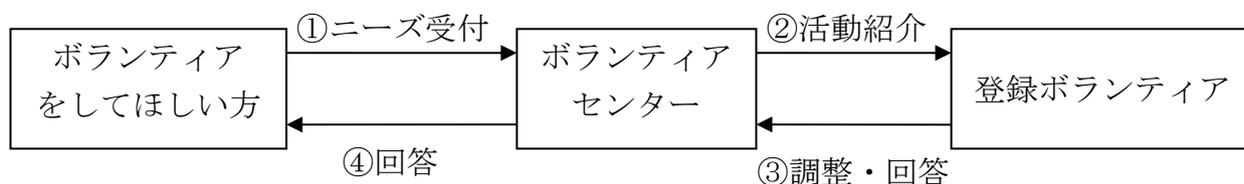
### 2 ボランティア保険手続

ボランティア活動をする際の方が一に備えて、ボランティア保険というものがあります。気持ちよくボランティア活動をするために、ボランティア保険への加入をおすすめしています。

また、ボランティア保険には「ボランティア活動保険」と「ボランティア行事保険」があります。詳しい内容については、お気軽にお問い合わせください。ボランティア保険の受付は窓口のみになります。

### 3 ボランティアコーディネート

ボランティアのニーズとの調整は下の図の流れになります。



## 5 各種団体

### (1) みよし市民生児童委員協議会

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

※民生児童委員の連絡先は、市役所福祉課又は各行政区事務所にお問い合わせください。

民生委員・児童委員は、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度です。地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。

No.	行政区	氏名	担当地区
1	新屋	久野文仁	1(1-4を除く)・2~4・6・20・21~22組 新屋、前田、新前田、油田、池下、井ノ花の一部、池ノ原、天王の一部、天王台の一部
2		原田幸尚	5・11・12組 井ノ花の一部、夕田、土取、火打山、仲ヶ山
3		太田律子	10・13組 東山台22~30番地、東山台32~50番地台、東山の一部
4		蛭川雅彦	1-4・14-19組 東山台1~21番地、東山台31番地
5		長屋清美	7~9組 天王の一部、天王台の一部、東山の一部、東山畑
6	三好上	梅村里江	西陣取山の一部、東陣取山、小坂の一部
7		原田文俊	西陣取山の一部、陣取山の一部、蜂ヶ池の一部、小坂の一部、中島の一部、平池の一部
8		小野田裕美	中鯰ヶ池、石畑、善休、東善休、弁財天、折坂、西ノ木戸の一部、上の一部
9		日高多美子	陣取山の一部、蜂ヶ池の一部、東蜂ヶ池の一部
10		原田裕子	上の一部、前畑、片原山、蜂ヶ池の一部、湯ノ前の一部、陣取山の一部
11		中西幸子	上の一部、湯ノ前の一部、大坪、森曾、小坂の一部、木之本、上砂後、湯ノ気、井ノ口、中島の一部
12	三好下	星野孝子	1・2・3・4・6組 宮ノ越の一部、下池下、園原一丁目、二丁目の一部、五丁目の一部
13		加藤貴利	5・10・12・13・14・26・33組 大慈山、八和田山、東平子、向田、西平子、園原二丁目の一部、三丁目、四丁目、五丁目の一部、園原台、八和田の一部、下前田、植松、植松下、庚申塚、高根、塩田、東新月、赤羽根の一部
14		大嶋重彦	11・15・16・17・25・31・32組 八和田の一部、赤羽根の一部、姥子、半野木、西荒田の一部、東荒田、新月、植ノ畑の一部
15		小嶋博見	22・23・24・27・28・29・30組 薬師山の一部、一色前、原、下畷の一部、原前、杓子、西田、沖田、西荒田の一部、石塚、東一ノ沢、物由の一部、荒井の一部、西一色町荒井の一部
16		三根由香里	7・8・9・18・19・20・21組 宮ノ越の一部、八和田の一部、荒畑、荒池、下畷の一部、薬師山の一部、西ノ木戸の一部、植ノ畑の一部

No.	行政区	氏名	担当地区
17	西一色	成田修三	西一色行政区全域
18	福田	野々山春美	大沢、山畑、物由、中屋敷、清水、杓子、樋揚、池下、権現山、明知町八和田山、東海車輛社宅（市道明知福田線より北側（16組含む））
19		酒井少夜子	屋敷浦、碁盤田、川端、有塚、栗畑、一本松、東屋敷、西屋敷、井ヶ谷境、清水の一部（市道明知福田線より南側）
20	明知上	深谷志貴子	市道三好明知下線の北側全域 砲録山の一部、西ノ口、溝坂、後田、八弁田、多羅釜、明知みなよし台、島中、河田、花立、塔ノ下、北原、上屋敷、東谷、一木の一部、清水池浦、山中の一部、玄ノ山、杓狭間、狐塚、釜ヶ杓、鏡塚
21		岡本洋	市道三好明知下線の南側全域 根揚、河原、兎林、上原、中田、一木の一部、仏工田、青木、小浦、横根、池田、登立の一部、団子山の一部、屋浦、細口、細口浦、山中、黒山、大塚、今池の一部、下細口の一部
22	明知下	天野達也	市道明知新屋線の西側全域 流谷、平成、下畑、山下、豊、今池下、下屋敷の一部、落通、小池下、松葉池下、立山の一部、八幡前、小石山、深狭間、源氏狭間、登立の一部
23		伊藤みどり	市道明知新屋線の東側全域 松狭間、細口浦、神明東、美里、宮前、一本木、二本木、美並、今池の一部、団子山の一部、下屋敷の一部、松葉池浦、立山の一部
24	打越	木戸雅俊	1B・1C・1D・2・3A・3B・南台 百々、山ノ神、上池田、黒山、清水釜、諸輪坂の一部、池下、方貝外、上屋敷の一部、上前、東屋敷、西屋敷の一部、西ノ前
25		岡本ふみよ	4・5・6組 山伏の一部、北屋敷、島ノ山、前田、庚申の一部、鏡塚の一部
26		竹内鈴彦	1A・1E・1F・1G・1H、南台A、B、C組 三本松、畦違、西屋敷の一部、後田、上屋敷の一部、諸輪坂の一部、三百目、庚申の一部
27		光岡鉄司	7・8・9・10組 鏡塚の一部、苗座、南屋敷、下屋敷、小池下、西苗座、小林、九蔵釜、下鏡塚、南小林、北二池下、西池田、明知町下細口の一部

No.	行政区	氏 名	担 当 地 区
28	筋 生	青 木 公 男	15・16・17・18組 水洗、川岸当、上永井田、下永井田
29		大 野 光 夫	12・19・20組 藤塚の一部、辰己山、潮見
30		中 河 基	1・2・3・4・13組 曙、あざみの一部、東山ノ神、下石田の一部、石田、百鳩、山ノ上、北海道、立山、山ノ神前、前田の一部、鳥居前、小金下、汁田の一部、後田、川原
31		佐々木 ひかる	5・6・7・8組、新田 並木、汁田の一部、川向、池上、小根、西山、西原、愛宕下、打上、仲田の一部、福谷町坂上の一部、福谷町蓬平地の一部
32		近 藤 裕美子	9・10・11・14組 向山、東浦、土郎谷、藤塚の一部、石坂の一部、郷浦、郷、南山ノ上、南池ノ上、池下、平池、原、山際、下辻、曾和、土取、梅ノ里、明知原、前田の一部
33	福 谷	林 のり子	1・2・3・4・5・13組 仲田の一部、寺ノ前の一部、鑰ノ洞の一部、花立、阿弥陀堂の一部、吉良戸、堂ノ後、井守下、竹ヶ花、壱丁田、細田、北井山、才戸、宮ノ前、社口、小宮、杵ノ奥の一部、下り松の一部、三好丘六丁目の一部
34		鈴 木 正 憲	6・7・8・9・10・14・15組 仲田の一部、寺ノ前の一部、鑰ノ洞の一部、杵ノ奥の一部、棚田、寺田、最中、蔵屋敷、市場、落合、大日、蓬平地の一部、坂上の一部、下地念古、清水道、西荒井、善ヶ山、西道上、大坂の一部、筋生町（寺ヶ峪、あざみの一部、下石田の一部）、根浦町の一部、三好丘桜の一部
35		渡 辺 輝久矢	11・12組 根浦、根浦町の一部
36	黒 笹	鈴 木 謹 次	黒笹一丁目10～25、黒笹二丁目 黒笹三丁目、黒笹町、黒笹山手
37		倉 田 琴 美	黒笹一丁目1～3、黒笹いずみ一丁目1～9、11～18、 黒笹いずみ二丁目
38		吉 岡 美恵子	黒笹一丁目4～8、黒笹いずみ一丁目10、 黒笹いずみ三丁目

No.	行政区	氏名	担当地区
39	東山	君付幸子	弥栄A(1・2・4・6・9・10・11・12・ヴィレッタ栄・ロアジール)、宝栄地区
40		櫻田誠	東明地区全域
41		浅妻貴史	弥栄A(3・5・7・8・エクレール)、弥栄B(1~10・リアンヒロ)
42	高嶺	折山昌弘	高嶺行政区全域
43	好住	濱内はるみ	好住行政区全域
44	中島	小山真由美	3棟・4棟・5棟・6棟・9棟・10棟
45		筒井みゆき	7棟・8棟
46	ひばりヶ丘	西村準一	ひばりヶ丘行政区全域
47	あみだ堂	由井京子	あみだ堂行政区全域
48	山伏		
49	平池	梅川小夜子	平池行政区全域
50	上ヶ池	長谷川由美子	上ヶ池行政区全域
51	三好丘	尾関裁子	五丁目
52		高信美保	三丁目、四丁目
53		小嶋忠光	一丁目、二丁目
54		松倉邦子	六丁目
55		久田直見	七丁目、八丁目
56	三好丘緑	宇賀神光行	一丁目
57		尾崎道子	二丁目、三丁目、筋生町舟ヶ峪の一部
58		山田隆夫	四丁目、五丁目、筋生町山田
59	三好丘旭	今泉朱美	四丁目、五丁目
60		中山佳行	一丁目、二丁目、福谷町下り松の一部
61		小島臣美	三丁目
62	三好丘桜	野崎洋子	四丁目、五丁目
63		佐原友子	一丁目、二丁目
64		榎エツ子	三丁目
65	三好丘あおば	芹川友紀	一丁目
66		黒越正良	二丁目
67	主任児童委員	加藤美智子	北中学校区
68		伊藤隆守	南中学校区
69		加納千華子	三好丘中学校区
70		竹生八重	三好中学校区

## (2) みよし市身体障がい者福祉協議会

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

会員相互の連絡を図り、会員が一致団結し身体障がい者の自立更生と福祉増進に努め、進んで社会福祉に貢献することを目的とした団体です。

### 1 対象者

身体障がい者

### 2 活動内容

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 身体障がい者援護思想の啓発宣伝
- (3) 身体障がい者福祉施策
- (4) 互助

### 3 会費

1,000円／年

## (3) みよし市手をつなぐ親の会

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

心身障がい（児）者の福祉を図ることを目的とした団体です。

### 1 対象者

心身障がい（児）者を持つ親

### 2 活動内容

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 研修会
- (3) 情報交換

### 3 会費

- (1) 正会員 2,400円／年
- (2) 賛助会員（会の目的に賛同していただける人） 500円／年

## (4) みよし市ボランティア連絡協議会

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

ボランティアを志す方が助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉に役立て、こころ豊かな  
うるおいのあるまちづくりを目的とした団体です。

### 1 対象者

- (1) 目的に賛同するボランティアグループ
- (2) 目的に賛同するボランティア個人

### 2 活動内容

- (1) 会員の連絡調整
- (2) 会員の育成援助
- (3) 各種団体との交流連携
- (4) 地域社会への啓発
- (5) 社会福祉に関する調査
- (6) その他目的の達成のため必要と認める事業

### 3 会費

1,500円／年

## (5) いきいきクラブみよし連合会

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

行政区いきいきクラブの連携と会員相互の親睦を図り、地域社会の一員として、これまで培った豊かな経験、知識及び技能を発揮し、生涯を健康で、かつ生きがいを持って、地域を豊かにする社会活動を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的とした団体です。

### 1 組織

行政区いきいきクラブ

### 2 活動内容

- (1) 友愛活動
- (2) 生活支援活動
- (3) 清掃・奉仕・環境活動
- (4) 文化・学習サークル活動
- (5) スポーツサークル活動
- (6) 安全活動

## (6) みよし市遺族会

**窓口** みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉増進、慰藉、救済、道義の高揚、品性の涵養に努めるとともに会員相互の連絡協調を図り資質の向上発展に資することを目的とした団体です。

### 1 対象者

戦没者遺族

### 2 活動内容

- (1) 行政区遺族会の連絡指導
- (2) 県遺族会との連携
- (3) 慰霊

### 3 会費

500円／年

## 施設一覧

施設名	電話番号	郵便番号	住 所
みよし市役所	32-2111 FAX 32-2165	470-0295	みよし市三好町小坂50
市民情報サービスセンター 「サンネット」	33-4150 FAX 33-4151	470-0202	みよし市三好丘2-2-1
みよし市くらし・はたらく 相談センター	33-5020 33-5070 FAX 34-6331	470-0224	みよし市三好町湯ノ前4-5 みよし市ふれあい交流館内
みよし市教育センター 「学びの森」	33-5010 FAX 32-2855	470-0224	みよし市三好町仲ヶ山43-11
みよし市立福祉センター	34-1588 FAX 34-5860	470-0224	みよし市三好町陣取山39-5
新屋老人憩いの家	34-1577	470-0224	みよし市三好町池ノ原1-21
中部老人憩いの家	32-2571	470-0224	みよし市三好町宮ノ越30-1
三好下老人憩いの家	34-6633	470-0227	みよし市園原2-1-1
西一色老人憩いの家	34-3200	470-0226	みよし市西一色町ノ林14
福田老人憩いの家	34-0255	470-0225	みよし市福田町東屋敷91-2
明知上老人憩いの家	32-3600	470-0214	みよし市明知町東谷30
明知下老人憩いの家	34-1067	470-0214	みよし市明知町下屋敷16-3
打越老人憩いの家	34-4633	470-0213	みよし市打越町前田27-1
筋生老人憩いの家	34-2621	470-0206	みよし市筋生町小金下3-1
福谷老人憩いの家	36-2080	470-0207	みよし市福谷町蔵屋敷1
黒笹老人憩いの家	36-5345	470-0231	みよし市黒笹1-10-4
東山老人憩いの家	34-0300	470-0224	みよし市三好町東山45-1
みよし市 福祉総合相談センター	76-5663	470-0295	みよし市三好町小坂50 (市役所内1階)
おかよし 地域包括支援センター	33-4177	470-0202	みよし市三好丘2-2-1
きたよし 地域包括支援センター	33-0791	470-0207	みよし市福谷町寺田4
なかよし 地域包括支援センター	34-6811	470-0224	みよし市三好町陣取山39-5
みなよし 地域包括支援センター	33-3502	470-0224	みよし市三好町八和田山15
筋生保育園	34-7557 FAX 34-7558	470-0206	みよし市筋生町仲田48-1
天王保育園	32-2346 FAX 34-6792	470-0224	みよし市三好町天王51-20
なかよし保育園	32-3048 FAX 34-6786	470-0226	みよし市西一色町二ノ沢8-2
みどり保育園	36-3330 FAX 36-5675	470-0204	みよし市三好丘桜4-11-1
打越保育園	34-0123 FAX 34-6791	470-0213	みよし市打越町畦違311
城山保育園	36-3310 FAX 36-5668	470-0207	みよし市福谷町市場61-2
明知保育園	32-1035 FAX 34-6795	470-0214	みよし市明知町細口浦41

すみれ保育園	34-3123 FAX 34-6763	470-0224	みよし市三好町八和田108
わかば保育園	34-1151 FAX 34-6790	470-0224	みよし市三好町大坪54
黒笹保育園	36-5107 FAX 36-5108	470-0207	みよし市福谷町西大山1-31
キッズハウスみよし (小規模保育事業所)	36-3131 FAX 36-5667	470-0202	みよし市三好丘1-11-5
みよしの森ほいくえん (小規模保育事業所)	56-7010 FAX 56-7011	470-0213	みよし市打越町新池浦110-4
三好文化こども園	32-2561 FAX 32-2560	470-0214	みよし市明知町後田59-1
なかよし地区 子育て支援センター (子育て総合支援センター内)	34-1250 FAX 34-0501	470-0221	みよし市西陣取山130
みなよし地区 子育て支援センター (打越保育園内)	34-1867 FAX 34-6791	470-0213	みよし市打越町畦違311
三好丘地区 子育て支援センター (みどり保育園内)	36-0785 FAX 36-5675	470-0204	みよし市三好丘桜4-11-1
黒笹地区 子育て支援センター (黒笹保育園内)	36-5722 FAX 36-5108	470-0207	みよし市福谷町西大山1-31
児童発達支援事業所よつば (明知保育園内)	32-1133 FAX 34-6795	470-0214	みよし市明知町細口浦41
子育てふれあい広場 (子育て総合支援センター内)	34-0500 FAX 34-0501	470-0221	みよし市西陣取山130
子育てふれあい広場 (カリヨンハウス内)	36-1181 FAX 36-1181	470-0202	みよし市三好丘2-2-1 カリヨンハウス 1F
みよし市ファミリー・サポ ート・センター (子育て総合支援センター内)	34-2228 FAX 34-2228	470-0221	みよし市西陣取山130
新屋児童館	34-0751	470-0224	みよし市三好町池ノ原1-21
三好上児童館	34-4067	470-0224	みよし市三好町上103
蜂ヶ池児童館	34-1850	470-0224	みよし市三好町蜂ヶ池29-12
三好下児童館	34-2088	470-0224	みよし市三好町八和田50-2
西一色児童館	32-1032	470-0226	みよし市西一色町池ノ内17
福田児童館	34-5018	470-0225	みよし市福田町東屋敷84
明知上児童館	34-1016	470-0214	みよし市明知町東谷10
明知下児童館	34-0622	470-0214	みよし市明知町下屋敷17
打越児童館	34-1022	470-0213	みよし市打越町前田27-1
筋生児童館	34-3327	470-0206	みよし市筋生町小金下2-1
福谷児童館	36-1585	470-0207	みよし市福谷町仲田21-3
東山児童館	34-3980	470-0224	みよし市三好町弥栄31-3
高嶺児童館	34-5402	470-0213	みよし市打越町新池浦63-1

みよし市 障がい者福祉センター	41-8288 FAX 34-5860	470-0224	みよし市三好町陣取山39-5
みよし市保健センター	34-5311 FAX 34-5969	470-0224	みよし市三好町陣取山54
みよし市民病院	33-3300 FAX 33-3308	470-0224	みよし市三好町八和田山15
みよし市 訪問看護ステーション	33-3500	470-0224	みよし市三好町八和田山15
中部小学校	32-1044 FAX 34-6121	470-0224	みよし市三好町宮ノ越31
北部小学校	36-1047 FAX 36-5821	470-0217	みよし市根浦町3-9-47
南部小学校	32-1062 FAX 34-6122	470-0214	みよし市明知町上細口27
天王小学校	32-2383 FAX 34-6123	470-0224	みよし市三好町天王51-75
三吉小学校	34-3888 FAX 34-6124	470-0224	みよし市三好町半野木1-27
三好丘小学校	36-3220 FAX 36-5822	470-0202	みよし市三好丘7-1
緑丘小学校	36-8800 FAX 36-8801	470-0205	みよし市三好丘緑1-1-1
黒笹小学校	36-1928 FAX 36-1929	470-0232	みよし市黒笹いずみ3-26-1
三好中学校	32-1043 FAX 33-1144	470-0224	みよし市三好町宮ノ越42
北中学校	36-4565 FAX 33-0006	470-0204	みよし市三好丘桜1-1-1
南中学校	34-1232 FAX 33-1145	470-0213	みよし市打越町三百目3
三好丘中学校	31-0781 FAX 31-0782	470-0202	みよし市三好丘2-14-10
豊田特別支援学校	0565-44-1151 FAX0565-44-1160	470-0342	豊田市大清水町原山66
三好特別支援学校	34-4832 FAX 32-4232	470-0213	みよし市打越町山ノ神1-2
高齢者生きがいセンター 「太陽の家」	34-1988 FAX 34-2831	470-0224	みよし市三好町井ノ花100-1
高齢者生きがいセンター 「福谷太陽の家」		470-0207	みよし市福谷町蔵屋敷1
高齢者生きがいセンター 「東山太陽の家」		470-0224	みよし市三好町東山45-1

その他施設

施設名	電話番号	郵便番号	住 所
愛知県豊田加茂 福祉相談センター	(0565) 33-0294 FAX (0565) 33-2212	471-0863	豊田市瑞穂町2丁目5-1
地域福祉課			
児童育成課 (豊田加茂児童・障がい者 相談センター)	(0565) 33-2211 FAX (0565) 33-2212		
愛知県衣浦東部保健所	(0566) 21-4778 FAX (0566) 25-1470	448-0857	刈谷市大手町1-12
愛知県衣浦東部保健所 みよし駐在	(0561) 34-4811 FAX (0561) 34-4813	470-0221	みよし市西陣取山90 (市民活動センター内)
愛知県西三河 児童・障がい者相談センター	(0564) 27-2779 FAX (0564) 22-2902	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4
愛知県 精神保健福祉センター	(052) 962-5377 FAX (052) 962-5375	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1
愛知県豊田警察署	(0565) 35-0110 ファックス110番 (県警本部) 0120-110-369	471-0877	豊田市錦町1-59-1
尾三消防本部	(0561) 38-0119 FAX (0561) 38-6962	470-0151	東郷町大字諸輪字曙18
愛知中部水道企業団	(0561) 38-0030 FAX (0561) 38-3134	470-0153	東郷町大字和合字北蚊谷212
中部電力パワーグリッド(株) 豊田営業所	(0565) 31-0390 FAX (0565) 31-7983	471-0869	豊田市十塚町1-1-1